2021年度
大学院事務室

助手の学会出張に対する旅費支給及び助成について

■ 助手の学会出張に係る旅費支給・助成は，次の【A】及び【B】に基づきます。

【A】 学校法人明治大学助手の給与等に関する規程　第4条

第4条　助手には，学校法人明治大学専任教職員旅費規程（昭和52年規程第64号）に準じて旅費を支給する。
2　学会出張旅費の支給を受けることができる回数は，年度内に2回までとする。ただし，そのうち1回は，学会において研究発表を行うことを条件とする。

【B】 大学院学生の学会発表に対する助成金交付取扱い要領（内規） 第2条第4項

第2条
1から3まで　（略）
4　本大学院博士後期課程に在籍する学生で，本学の助手に任用された者については，海外で開催される学会において学術研究の発表を行う場合にのみ，この要領を適用するものとする。この場合において，当該学会における学術研究発表回数は，助手として出張旅費の支給を受けることができる学会出張の年度内回数（2回）に含まれるものとする。

国内で開催される学会に参加／発表の場合

・所属する学会の行事への参加又は発表であること
・「日本学術会議協力学術研究団体」一覧に記載されている学会であること
・31km以上の距離がある地域での開催

上記条件を満たす場合

専任教職員旅費規程第3章に準じて旅費を支給

＜参照＞HP学内フォーマット集（研究費関係）
http://www.meiji.ac.jp/ken_jimu/gakkai.html

支給基準：

＊　旅費規程を参照ください。

事前に

「出張申請書」（上記HPからダウンロード）及びプログラム・日程表等を所属学部・研究科事務室へ提出
（本州以外で航空賃を請求する場合）
航空券購入の際の航空会社発行の領収書

事後に

「出張報告書」を所属学部・研究科事務室から入手して提出

国内？
or
海外？

どんな制度が適用される？

いつ、どこで、どうやって申請する？

海外で開催される学会にて発表の場合

・発表が必須
・年度内1回まで

上記条件を満たす場合

大学院学生の学会発表に対する助成金交付取扱い要領（内規）に基づき助成

＜参照＞HP各研究科　事務室からのお知らせ　大学院生助成制度について
http://www.meiji.ac.jp/dai_in/jyosei.html

助成上限：(2021年度に限り助成額引上げ)
渡航費　地域別に設定
（博士後期課程は￥70,000～￥120,000）
参加登録料　￥40,000

学会参加後2週間以内

「学会研究発表交通費及び参加登録料助成願」他書類一式を所属学部・研究科事務室へ提出

※書式は大学院HPに掲載

回数制限の事例：
◎　国内2回（うち1回は発表）
◎　国内1回，海外1回（発表）
◎　海外1回（発表）
◎　国内1回
×　国内2回（2回とも参加のみ）
×　海外2回